

□ 従来から午後8時～翌日午前5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗が要請対象となります。

【午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後7時までに限る）の場合のFAQ】

No	区分	質問	回答
1	対象施設	対象となる店舗は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「接待を伴う飲食店」、「酒類を提供する飲食店」いずれも、食品衛生法の営業許可を取得して営業している店舗が時短要請の対象になります。</li> <li>・「接待を伴う飲食店」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設が対象となります。</li> <li>・いずれも、従来から午後8時～翌日午前5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗が要請対象となります。</li> <li>・従来から午前5時～午後8時の時間の範囲内で営業を行っている店舗は要請対象外です。</li> </ul>
2	対象施設	主に料理を提供しており、酒類提供はごくわずかであっても時短要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類の提供がある場合は営業時間短縮の要請対象となります。</li> </ul>
3	対象施設	「接待を伴う飲食店」、「酒類の提供を行う飲食店」を時短要請の対象とした理由は。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の分科会で「飲酒を伴う懇談会等」や「長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒」等の感染リスクが高いことが指摘されていることから、酒類の提供を行う飲食店等にたいして時短要請を行うこととしたものです。</li> </ul>
4	対象施設	酒類を提供していないカラオケ店は、時短要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類を提供していないカラオケ店は時短営業要請の対象外です。</li> </ul>
5	対象施設	ノンアルコールのビールやカクテルは酒類に含まれるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含まれません。</li> </ul>
6	対象施設	ホテルのレストランは営業時間短縮要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、午後8時から午前5時の間に営業しており酒類の提供を行っていたら要請対象となります。</li> </ul>
7	対象施設	テイクアウトや宅配サービスは対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウトや宅配サービスは要請対象外です。</li> </ul>
8	対象施設	午後8時を超えて営業していた要請対象の店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトや宅配サービスのみになり切り替えて営業してもよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、午後8時以降、酒類を提供していた店舗が午後8時から業種形態を変えてテイクアウトや宅配サービスのみを行う場合は、午後8時から午前5時まで営業しても構いません。（午後8時までに要請対象の店舗は閉めていることから協力金の対象となります。）</li> </ul>
9	対象施設	百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テナントとして入居している場合も、「接待を伴う飲食店」や「酒類を提供する飲食店」に該当し、従来、午後8時から翌日午前5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗は要請対象となります。</li> </ul>
10	対象施設	利用者による酒類の店内持ち込みは「酒類の提供」にあたるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗として、酒類の店内持ち込みを認めている場合は「酒類の提供」にあたります。</li> </ul>
11	時間	午後8時までの時短営業とは、具体的にどういった状態のことをいうのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午後8時には閉店し、お客様がいない状態です。そのため、午後8時に閉店できるようにラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。</li> </ul>
12	時間	「酒類を提供する飲食店」が要請期間中に終日、酒類を提供しないこととした場合は午後8時以降も営業を続けられるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、酒類を提供していた飲食店が、要請期間中に終日、酒類を提供しないこととした場合は、要請対象外とし、午後8時以降も営業が可能です。ただし、午後8時以降も営業した場合、協力金の対象にはなりません。カラオケ店も同様です。</li> <li>・また、従来、酒類を提供していた飲食店が、要請期間中に終日、酒類を提供しないこととし、営業時間も午後8時までとした場合は、協力金の対象となります。カラオケ店も同様です。</li> </ul>
13	時間	「接待を伴う飲食店」が終日酒類を提供しないこととした場合は、午後8時以降も営業が可能なのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「接待を伴う飲食店」は、終日酒類を提供しないこととした場合でも、午後8時までの営業時間としていただくようお願いします。</li> </ul>

14	協力金	時短要請に協力した場合、協力金などは支給されるのか。協力金の詳細はどうか。	・支給要件を満たした場合には支給します。新潟市が支給事務を行いますので、協力金の詳細は新潟市ホームページ等でご確認いただくようお願いいたします。
15	その他	営業時間短縮の協力要請の根拠は何か。	・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づいた協力要請です。
16	その他	要請に従わない場合、罰則等はあるのか。	・罰則等はありませんが、感染拡大防止の趣旨から御協力をお願いします。

※**にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店**に対する要請は「**午後9時までの時間短縮営業（酒類の提供は午後8時までに限る）**」となっているため、質問欄や回答欄の時間については要請内容に合わせて読み替えてください。